

## 第1回税制全体のグリーン化推進検討会

2018年7月6日（金）15:00～16:00

経済産業省別館3階302会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 検討の進め方について
  - (2) 第五次環境基本計画における税制全体のグリーン化について
  - (3) 車体課税のグリーン化に向けた検討について
  - (4) その他
3. 閉 会

### 配 付 資 料 一 覧

#### 【資料】

- 資 料 1 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について
- 資 料 2 検討の進め方について
- 資料3-1 第五次環境基本計画における税制全体のグリーン化について
- 資料3-2 国内外における税制グリーン化に関する状況について
- 資 料 4 車体課税のグリーン化に向けた検討について
- 参 考 資 料 中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会の設置及び第1回の開催について

## 議 事 概 要

### 1. 検討の進め方について

事務局から資料2について報告。

### 2. 第五次環境基本計画における税制全体のグリーン化について

環境省から資料3-1、3-2について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 資料3-1の7頁以降については、全てが税で手当てすべき問題ではないのではないか。税と規制でどのように役割分担するのか、中央政府がやるべきなのか地方政府がやるべきなのか、1つの表で整理することは難しいと思うが、資料に盛り込んでいただきたい。（吉村委員）
- 森林環境税については、都道府県等の自治体が既に導入しているが、国税と地方税の重複はどのように整理されるのか。（大塚委員）
- 課税自主権が都道府県にあるので、国と都道府県の両方で課税することになると思う。目的の重複がある場合には、双方が議論すると考えられる。他方で、森林環境税は住民税の均等割で上乗せされている復興特別税の徴収が終了した平成36年度より課税される予定。それまでに全ての都道府県が独自の森林環境税の5年毎の条例の見直し期間を迎えるため、そのタイミングで各都道府県が判断することになるのではないか。最終的には国税と都道府県の税とで、役割分担する形にシフトしていくのではないか。（諸富委員）
- 地方自治体には課税権があるため、地方自治体がどう課税するかを国が一括して決めるとするのは財政民主主義の原則に反する。例えば、アメリカでは州政府と連邦政府の間でタックスコーディネーションが行われたり、北九州市と福岡県が二重に産業廃棄物税をかけることになった事例では、タックスコーディネーションを行い、北九州市の課税権を尊重するという方法を採用しようとした。（神野座長）

### 3. 車体課税のグリーン化に向けた検討について

事務局から資料4について報告。

以 上